

令和5年度公営企業会計定期監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項、三浦市監査基準（令和2年三浦市監査委員告示甲第1号）第3条第1項第1号、三浦市監査委員職務執行規程（昭和63年三浦市監査委員告示第2号）第5条第1項及び令和5年度三浦市監査年間計画（令和5年3月27日監査委員合議決定）第2項第1号ア（ウ）に基づく令和5年度公営企業会計定期監査を実施し、当該監査の結果に関する報告を別添令和5年度公営企業会計定期監査結果報告書のとおり決定したので、同法第199条第9項及び三浦市監査基準第19条第1号の規定に基づきこれを公表します。

令和5年11月28日

三浦市監査委員 長 治 克 行

三浦市監査委員 長 島 満理子

令和5年度

公営企業会計定期監査結果報告書

三浦市監査委員

令和5年度公営企業会計定期監査結果報告書

【 監査の目的 】

本市の公営企業会計に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。

1 監査の基準

三浦市監査基準（令和2年三浦市監査委員告示甲第1号）に準拠し監査した。

2 監査等の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査（三浦市監査基準第3条第1項第1号に規定する財務監査）

3 監査の対象会計及び部課等

- (1) 水道事業会計 上下水道部営業課及び給水課
- (2) 公共下水道事業会計 上下水道部下水道課

4 監査の対象範囲

令和5年度（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）に執行した事務事業（地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項の規定による事務の執行）

5 監査の実施期間

令和5年10月11日から同年11月20日まで

6 監査の実施場所

三浦市役所第2分館2階監査委員事務局（一部、監査対象部課等の執務室を含む。）

7 監査の主な実施手続

- (1) 提出された第10項に規定する監査資料（以下「監査資料」という。）を検討し、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについて、リスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類（帳票類を含む。以下同じ。）の調査を行った。
- (2) 提出された書類の調査は、事務事業が法令、条例、規則、規程、要綱、要領、業務マニュアル等（以下「法令・業務マニュアル等」という。）に従って執行されているかについて、意を用いて実施した。
- (3) 現金（釣銭資金を含む。）、印紙類等が適切に管理されているかを実査により確認した。
- (4) 監査資料及び書類の調査結果を基に、担当部課長等及び関係職員に質問を行った。

8 監査実施上の着眼点

- (1) 収入及び支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

9 重点監査項目

- (1) 契約関係
契約課で定めている各種マニュアルに基づいて契約事務が執行されているか。また、随意契約である場合、その理由が適切であるか。
- (2) 法令・業務マニュアル等に定められたルールとの抵触
法令・業務マニュアル等に定められたルールと異なった事務執行及びルールの運用がなされていないか。

10 監査の結果

前各項の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。